

令和 4 年度第 2 四半期における専決処理（報告）

令和 4 年 12 月 7 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 4 年度第 2 四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

2. 内容

令和 4 年度第 2 四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係 55 件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係 11 件の計 66 件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和4年度第2四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（55件）

- (1) 原子炉施設等に係る事業の変更の許可関係 1件（別表1～2）
例：日本原燃株式会社再処理事業所に係る再処理の事業の変更の許可（別表1）
- (2) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 10件（別表3～12）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設に係る保安規定の変更の認可（別表3）
- (3) 原子炉施設の変更の許可関係 1件（別表13）
例：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設に係る原子炉設置変更の許可（別表13）
- (4) 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 18件
（別表14～31）
例：日本原子力発電株式会社敦賀発電所に係る核物質防護規定の変更の認可（別表14）
- (5) 原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 2件（別表32～33）
例：中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号炉に係る廃止措置計画の変更の認可（別表32）
- (6) 核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 7件（別表34～40）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に係る核燃料物質の使用の変更の許可（別表37）
- (7) 核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 5件
（別表41～45）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所に係る核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可（別表41）
- (8) 核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 8件
（別表46～53）
例：日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設に係る核物質防護規定の変更の認可（別表47）
- (9) 核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係 1件（別表54）
例：AGC株式会社技術本部中央研究所の核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可

(別表54)

(10) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 1件 (別表55)

例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可 (別表55)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (11件)

(11) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 11件

(別表56～66)

例：公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院における放射線発生装置の使用の許可 (別表56)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る事業の変更の許可関係	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理事業に係る変更の許可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	<p>○令和3年4月28日付け(令和4年7月25日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を踏まえ、有毒ガスの発生に対する制御室、緊急時対策所等における防護方針の明確化並びに低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系及びその関連設備の同社再処理事業所廃棄物管理施設との共用に係る事業変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、有毒ガスの発生に關与する化学物質の種類、保有量等を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施し、制御室、緊急時対策所等への防護対策を講じる方針としていること等を確認。また、設備を共用する各施設において、今後発生が想定される放射性廃棄物の発生量を考慮しても、十分な貯蔵容量を確保した設計とする方針であること等を確認。</p> <p>○令和4年9月29日に許可。</p>	核燃料施設審査部門
2		原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による廃棄事業の変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物管理の事業に係る変更の許可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	<p>○令和3年4月28日付け(令和4年7月25日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、再処理事業所の廃棄物管理施設で発生する放射性廃棄物を保管廃棄するため、同事業所再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系及びその関連設備の共用に係る事業変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、設備を共用する各施設において、今後発生が想定される放射性廃棄物の発生量を考慮しても、十分な貯蔵容量を確保した設計とする方針であること等を確認。</p> <p>○令和4年9月29日に許可。</p>	核燃料施設審査部門
3	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	<p>○令和4年3月31日付け(令和4年6月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の防潮堤の設置に伴う原子力科学研究所(東海村)の周辺監視区域の一部の変更等に係る原子炉施設の保安規定変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後の周辺監視区域境界においても、立入制限等の措置に既認可から変更はないとしていること等を確認。</p> <p>○令和4年8月5日に認可。</p>	研究炉等審査部門
4		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の承認について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻)	<p>○令和4年6月24日付け(令和4年8月5日付けで一部補正)で、国立大学法人東京大学から、工学系研究科原子力専攻(東海村)における、原子炉格納施設の気密扉の空気漏えい率の誤植の修正に係る保安規定変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、定期事業者検査及び自主点検において維持すべき性能として定められている原子炉格納施設の気密扉の空気漏えい率について、現行の原子炉設置変更承認にあわせて誤植を修正するものであること等を確認。</p> <p>○令和4年8月23日に承認。</p>	研究炉等審査部門
5		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	<p>○令和4年4月11日付け(令和4年7月7日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、緊急時対策棟(指揮所)と緊急時対策棟(休憩所)の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う川内原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、代替電源設備からの給電及び居住性の確保に係る運転上の制限(LCO)等について、緊急時対策棟(指揮所)と緊急時対策棟(休憩所)の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更が適切に反映されていること等を確認。</p> <p>○令和4年8月8日に認可。</p>	実用炉審査部門

6		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)</p>	<p>○令和4年6月10日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、原子力防災態勢を発令した場合における本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴う柏崎刈羽原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本申請は、本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴い、本社原子力防災組織に係る記載を変更するものであり、当該変更により、重大事故等及び大規模損壊に応じた措置の内容に変更はないこと等を確認。 ○令和4年8月22日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
7		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)</p>	<p>○令和4年6月17日付けで、中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事了に伴う管理区域の変更に係る島根原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、2号炉の原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事を実施するために解除していた管理区域について、当該工事了に伴い原子炉棟大物機器搬入口を管理区域に再設定するとしていること等を確認。 ○令和4年8月22日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
8		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)</p>	<p>○令和4年6月30日付けで、日本原子力発電株式会社から、安全性向上対策工事に伴う作業用地の確保に伴う周辺監視区域変更に係る東海第二発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、周辺監視区域の設定が適切に行われ、これに基づいて周辺監視区域図が適切に変更されること、また、変更後の周辺監視区域において保安規定に基づき周辺監視区域の管理に必要な措置等を実施するとしていること等を確認。 ○令和4年8月31日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
9		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)</p>	<p>○令和4年6月20日付けで、東北電力株式会社から、工事用の土捨場の確保に伴う周辺監視区域変更に係る女川原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、周辺監視区域の設定が適切に行われ、これに基づいて周辺監視区域図が適切に変更されること、また、変更後の周辺監視区域において保安規定に基づき周辺監視区域の管理に必要な措置等を実施するとしていること等を確認。 ○令和4年8月31日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
10		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)</p>	<p>○令和4年6月30日付けで、日本原子力発電株式会社から、安全性向上対策工事に伴う作業用地の確保に伴う周辺監視区域変更に係る東海発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、周辺監視区域の設定が適切に行われ、これに基づいて周辺監視区域図が適切に変更されること、また、変更後の周辺監視区域において保安規定に基づき周辺監視区域の管理に必要な措置等を実施するとしていること等を確認。 ○令和4年9月1日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>

11			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和4年4月11日付け(令和4年8月12日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更並びに運用の見直しに伴う玄海原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉及び2号炉共用としていた蒸気発生器保管庫を1号炉、2号炉及び3号炉共用とすることについて、蒸気発生器保管庫の管理区域に変更がなく、3号炉及び4号炉の課長である安全管理第二課長が措置等を行う管理区域の対象に、蒸気発生器保管庫の管理区域を加えること等を確認。 ○令和4年9月13日に認可。	実用炉審査部門
12		原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物埋設施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋設施設)	○令和4年3月31日付け(令和4年6月28日付け及び令和4年7月22日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、品質マネジメント文書への要領書の追加に係る廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、要領書を品質マネジメントシステムに関する2次文書として追加し、当該文書を品質マネジメント文書体系の下で管理することを定めていること等を確認。 ○令和4年8月23日に認可。	研究炉等審査部門
13	原子炉施設の変更の許可関係	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設の原子炉設置変更の許可について(日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○令和3年12月10日付け(令和4年6月13日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、放射性廃棄物の廃棄施設のうち、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用の停止に係る原子炉設置変更許可申請あり。 ○審査の結果、使用の停止を踏まえた公衆への被ばく線量の再評価をもとに、試験研究用等原子炉施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないこと等を確認。 ○令和4年8月29日に許可。	研究炉等審査部門
14	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)	○令和4年1月5日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防護本部設備、立入制限区域及び周辺防護区域侵入監視設備並びに出入管理設備の更新 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
15		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)	(14と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年7月19日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

16	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成31年3月8日付け(令和4年3月4日付け補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3、4号機特定重大事故等対処施設の防護対策の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
17	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	(16と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年7月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
18	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和4年5月2日付け(令和4年6月6日付け補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:工事の進捗に伴うトレンチ内の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(18と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年7月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和4年3月22日付け(令和4年4月27日付け補正)で、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:1号機の廃止措置計画の認可及び冷却告示の公布に伴う防護措置の変更、2号機及び3号機の防護対象重要設備に対する代替措置期間の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

21	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(20と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年7月28日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和4年5月2日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特定重大事故等対処施設の設備設置工事に伴う1号機及び2号機の防護区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(22と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年7月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和4年5月18日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:安全対策工事(扉関係)に伴う境界扉に対する代替措置の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(24と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年8月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

26	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和4年5月18日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防潮堤工事に伴う立入制限区域及び指定駐車場の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	(26と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年8月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和4年5月20日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:洞道部分の周辺防護区域境界の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	(28と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年8月31日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和4年4月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特定重大事故等対処施設準備工事に伴う周辺防護区域の一時的変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

31		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(30と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年9月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
32	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号炉)	○令和4年4月6日付け(令和4年6月27日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、性能維持施設である廃液濃縮器の維持台数の変更等に伴う浜岡原子力発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、性能維持施設として維持する台数等が適切に定められていることを確認。 ○令和4年7月15日に認可。	実用炉審査部門
33			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所2号炉)	○令和4年4月6日付け(令和4年6月27日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、性能維持施設である廃液濃縮器の維持台数の変更に伴う浜岡原子力発電所2号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、性能維持施設として維持する台数等が適切に定められていることを確認。 ○令和4年7月15日に認可。	実用炉審査部門
34	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区)	○令和4年3月15日付け(令和4年6月14日付けで一部補正)で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区(千葉市)から、一部の使用施設における管理区域解除等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、管理区域解除を行う施設について、核燃料物質等が搬出されていること、汚染検査の結果から汚染はないとしていること等を確認。 ○令和4年7月21日に許可。	研究炉等審査部門
35			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(新潟県放射線監視センター新潟分室)	○令和4年3月25日付け(令和4年6月24日付けで一部補正)で、新潟県放射線監視センター新潟分室(新潟市)から、質量分析装置の解体撤去等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年7月28日に許可。	研究炉等審査部門

36		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(日本核燃料開発株式会社)	○令和4年3月31日付け(令和4年7月5日付けで一部補正)で、日本核燃料開発株式会社(大洗町)から、NFDホットラボ施設及びNFDウラン燃料研究棟における使用設備の変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年7月28日に許可。	研究炉等審査部門
37		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和4年6月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所内の多核種除去設備処理水の分析の実施に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年7月28日に許可。	研究炉等審査部門
38		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター)	○令和4年5月12日付け(令和4年7月29日付けで一部補正)で、公益財団法人核物質管理センターから、東海保障措置センター(東海村)の新分析棟における使用設備の変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年8月22日に許可。	研究炉等審査部門
39		核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(京都大学複合原子力科学研究所)	○令和3年10月1日付け(令和4年7月15日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、複合原子力科学研究所(熊取町)における核燃料物質の払い出し等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年8月23日に承認。	研究炉等審査部門
40	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構播磨放射光RIラボラトリー)	○令和4年4月28日付け(令和4年9月9日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、播磨放射光RIラボラトリー(佐用町)における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの分析の実施に係る使用許可申請あり。 ○審査の結果、閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年9月27日に許可。	研究炉等審査部門

41	核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和4年5月16日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における残存核燃料物質封入棒集合体の移設等に関する使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。 ○令和4年7月19日に認可。	研究炉等審査部門
42			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和4年3月31日付け(令和4年6月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における原子力科学研究所の周辺監視区域の一部の変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後の周辺監視区域境界においても、周辺監視区域の立入制限等の措置に既認可から変更はないとしていること等を確認。 ○令和4年8月5日に認可。	研究炉等審査部門
43			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	○令和4年4月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における、燃料研究棟の核燃料物質の最大取扱量の変更等に関する使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。 ○令和4年8月5日に認可。	研究炉等審査部門
44			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター)	○令和4年7月8日付け(令和4年8月25日付けで一部補正)で、公益財団法人核物質管理センターから、六ヶ所保障措置センター(六ヶ所村)における組織改正に伴う変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年9月12日に認可。	研究炉等審査部門
45			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター)	○令和4年7月8日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、東海保障措置センター(東海村)における組織改正に伴う変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年9月12日に認可。	研究炉等審査部門

46	核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	○令和4年5月11日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:MOX燃料加工施設の建設に伴う周辺防護区域及び立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
47		原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	(46と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年8月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
48		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設)	○令和4年5月11日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:MOX燃料加工施設の建設に伴う立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
49		原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設)	(48と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年8月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
50		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設)	○令和4年5月11日付け(令和4年9月12日付け補正)で、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:再処理事業所再処理施設における重大事故等対処施設の防護に伴う立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

51		原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設)	(50と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年9月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
52		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	○令和4年5月11日付け(令和4年9月12日付け補正)で、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:重大事故等対処施設防護のための立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
53		原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	(52と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年9月28日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
54	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(AGC株式会社技術本部中央研究所)	○令和4年6月20日付け(令和4年8月17日付けで一部補正)で、AGC株式会社から、技術本部中央研究所(横浜市神奈川区)における廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡し、汚染の除去の方法等が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること等を確認。 ○令和4年8月29日に認可。	研究炉等審査部門
55	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和4年7月25日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、JAEAが福島第一原子力発電所で発生する瓦礫等の分析・試験を行う放射性物質分析・研究施設について、当該施設の保安に関する統括管理を東京電力が行う旨記載する実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、東京電力とJAEAとの間で放射性物質分析・研究施設の設置及び運用について、特定原子力施設として東京電力の統括管理の下でJAEAが保安活動を実施することが明確に定められていること、また保安活動について両者が実施する事項が定められていること等を確認。 ○令和4年9月28日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
56	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について (公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院)	○令和4年5月27日付けで、公益社団法人地域医療振興協会から練馬光が丘病院(練馬区)において放射線発生装置の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年7月21日に許可	放射線規制部門
57			放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可申請について (日本製鉄株式会社北日本製鉄所室蘭地区)	○令和4年2月28日付け(令和4年6月2日付け一部補正)で、日本製鉄株式会社から北日本製鉄所室蘭地区(室蘭市)における放射線発生装置(コッククロフト・ワルトン型加速装置)2台等の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年9月21日に許可	放射線規制部門
58		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (橋本市民病院)	○令和4年5月23日付けで、橋本市から橋本市民病院(橋本市)において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮蔽を追加すること等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年7月21日に許可	放射線規制部門
59			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第二事業所)	○令和4年2月28日付けで、国立研究開発法人産業技術総合研究所からつくば中央第二事業所(つくば市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台の追加、使用施設の追加等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年8月15日に許可	放射線規制部門
60			放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (聖路加国際病院)	○令和4年4月28日付けで、学校法人聖路加国際大学から聖路加国際病院(中央区)において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮蔽を追加することの変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年8月15日に許可	放射線規制部門

61		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (大強度陽子加速器施設(J-PARC))	○令和4年2月16日付け(令和4年7月27日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構から大強度陽子加速器施設(J-PARC)(東海村)において、放射線発生装置(直線加速装置)の新設、放射線発生装置の使用施設の拡張等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年8月24日に許可	放射線規制部門
62		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (総合病院山口赤十字病院)	○令和4年5月12日付けで、日本赤十字社から、総合病院山口赤十字病院(山口市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台とその使用施設を廃止し、放射線発生装置(直線加速装置)1台とその使用施設を新設する等変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年8月29日に許可	放射線規制部門
63		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (さいたま赤十字病院)	○令和4年7月19日付けで、日本赤十字社からさいたま赤十字病院(さいたま市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台追加する変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年9月16日に許可	放射線規制部門
64		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (市立長浜病院)	○令和4年7月28日付けで、長浜市から市立長浜病院(長浜市)において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新する等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年9月16日に許可	放射線規制部門
65		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院)	○令和4年5月26日付け(令和4年8月12日付け一部補正)で、医療法人徳洲会から、湘南鎌倉総合病院(鎌倉市)において、放射線発生装置(コッククロフト・ワルトン型加速装置)1台を追加すること等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。 ○令和4年9月22日に許可	放射線規制部門

放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (独立行政法人国立病院機構沖縄病院)	○令和4年8月3日付けで、独立行政法人国立病院機構から、沖縄病院(宜野湾市)において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、使用施設の遮蔽を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年9月22日に許可	放射線規制部門
---	---	---------